

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 ー各制度とも増加が続くー

平成15年度末の受給権者数は、厚生年金2,315万人、国共済93万人、地共済217万人、私学共済26万人、国民年金2,254万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（図表2-3-1）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者について、それぞれでカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると3,137万人である。

図表2-3-1 受給権者数の推移

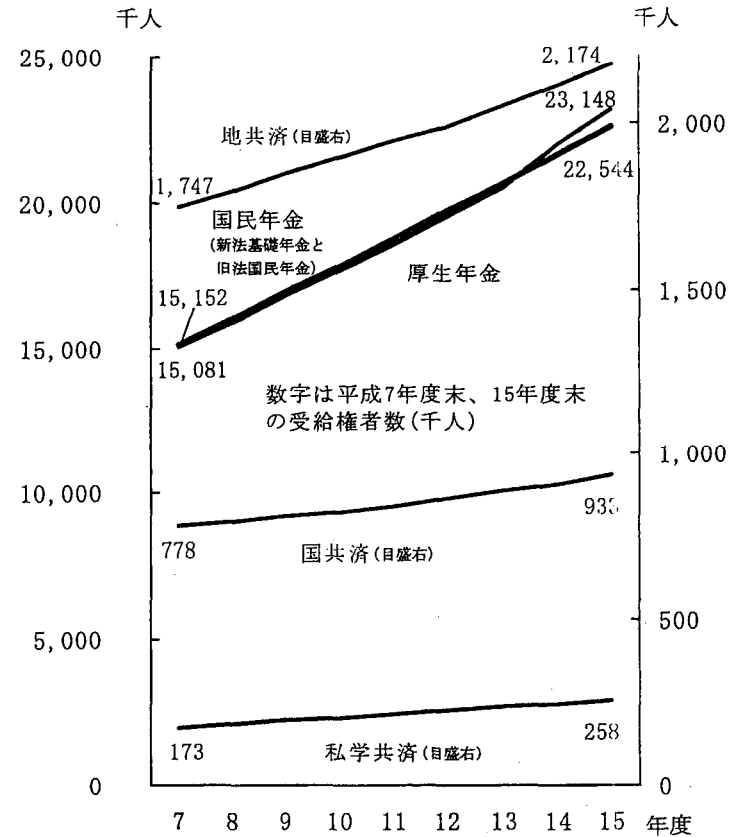
年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	千人	千人				
平成7	14,448	633	266.0	778	1,747	173.5	15,152
8	15,239	632	278.2	794	1,793	184.6	16,010
9	16,813		290.4	810	1,848	193.5	16,987
10	17,679		302.8	823	1,898	202.5	17,871
11	18,571		314.9	835	1,942	212.7	18,795
12	19,529		330.7	862	1,984	223.8	19,737
13	20,559		348.1	883	2,049	235.3	20,669
14	21,980			906	2,109	245.9	21,653
15	23,148			933	2,174	258.2	22,544
対前年度増減率(%)							
8	5.5	△0.2	4.6	2.0	2.6	6.4	5.7
9	10.3	《5.9》	4.4	2.1	3.1	4.8	6.1
10	5.2		4.3	1.6	2.7	4.7	5.2
11	5.0		4.0	1.5	2.3	5.0	5.2
12	5.2		5.0	3.1	2.2	5.2	5.0
13	5.3		5.3	2.5	3.2	5.1	4.7
14	6.9	《5.1》		2.6	3.0	4.5	4.8
15	5.3			2.9	3.1	5.0	4.1

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
 注2 厚生年金の対前年度増減率の《》内は、平成9年度については平成8年度に旧三共済を含めた場合の率、平成14年度については平成13年度に旧農林年金を含めた場合の率である。

受給権者数の推移をみると（図表2-3-1、2-3-2）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は8年度以降で、厚生年金、私学共済、国民年金が4～6%台であるのに対し、国共済と地共済の増加率はやや低く、1～3%台となっている。15年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金5.3%増、私学共済5.0%増、地

共済3.1%増、国共済2.9%増となっている。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は4.1%増となっている。

図表2-3-2 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、図表2-3-3のように推移しており、その動向は上でみた受給者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組みによって全額又は一部が支給停止となることがある。

図表2-3-3 受給者数の年次推移

年度末	厚生年金			国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	旧三共済 千人	旧農林年金 千人				
平成7	13,621	-	257.7	-	1,680	157.8	14,751
8	14,324	-	270.2	-	1,729	167.6	15,611
9	15,778	-	282.7	-	1,783	176.7	16,585
10	16,503	-	294.1	-	1,833	185.9	17,469
11	17,233	-	305.3	811	1,875	195.8	18,362
12	18,074	-	319.6	837	1,913	206.7	19,304
13	19,005	-	335.8	857	1,970	217.3	20,238
14	20,315	-		879	2,029	221.8	21,222
15	21,369	-		906	2,088	234.5	22,111
対前年度増減率(%)							
8	5.2	-	4.8	-	3.0	6.2	5.8
9	10.2	-	4.6	-	3.1	5.5	6.2
10	4.6	-	4.0	-	2.8	5.2	5.3
11	4.4	-	3.8	-	2.3	5.3	5.1
12	4.9	-	4.7	3.2	2.0	5.6	5.1
13	5.2	-	5.0	2.4	3.0	5.1	4.8
14	6.9	《5.0》		2.6	3.0	2.1	4.9
15	5.2			3.0	2.9	5.7	4.2

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まず、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。
注2 厚生年金の対前年度増減率の《 》内は、平成13年度に旧農林年金分を含めた場合の率である。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成15年度末の状況

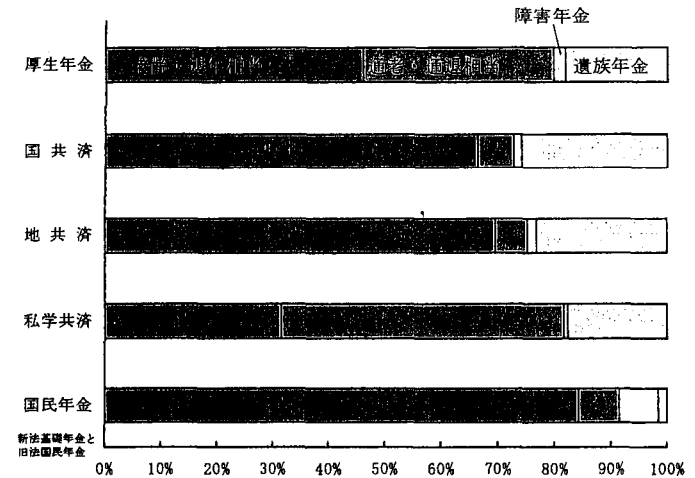
受給者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のことで、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。なお、国民年金の場合、新法老齢基礎年金のすべてが老齢相当ということになる。

図表2-3-4 受給者の年金種別別構成 -平成15年度末



受給者の年金種別別構成割合は、制度によって異なるが、概ね老齢・退年相当が最も多くなっている。

この傾向は、受給者数でも大きな違いはない（図表2-3-4、2-3-5）。

(国民年金は遺族年金が少ない)

ただし、国民年金では遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給者数割合をみると、国民年金は1.6%であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも17.7%（厚生年金は18.3%）ある。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には18歳未満の子^注又は18歳未満の子を有する妻にしか支給されないのに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給者数には寡婦年金の受給者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18歳未満の子とは正しくは18歳に到達した年度の末日までにある子又は20歳未満の障害等級の1級・2級の障害の状態にある子のことである。

(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあつては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ6.3%、5.6%でしかなく、他の被用者年金が30%以上（厚生年金33.6%、私学共済50.1%）であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被

用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみても、国共済 418 ヶ月、地共済 413 ヶ月であり、厚生年金 374 ヶ月、私学共済 374 ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当 31.5%に対し通老・通退相当が 50.1%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっており、特徴的である(厚生年金は老齢・退年相当 46.2%に対し通老・通退相当 33.6%である。)

図表 2-3-5 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 ー平成 15 年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	
	千人	千人	千人	千人	千人	
受給権者数						
計	23,148	933	2,174	258.2	22,544	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	10,690	620	1,511	81.3	18,985
	通老・通退相当	7,770	58	123	129.2	1,625
障害年金	463	13	35	1.9	1,580	
遺族年金	4,225	241	505	45.7	353	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	46.2	66.4	69.5	31.5	84.2
	通老・通退相当	33.6	6.3	5.6	50.1	7.2
障害年金	2.0	1.4	1.6	0.7	7.0	
遺族年金	18.3	25.9	23.2	17.7	1.6	
受給者数						
計	21,369	906	2,088	234.5	22,111	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	10,074	604	1,467	67.3	18,890
	通老・通退相当	7,086	57	118	119.9	1,620
障害年金	341	9	22	1.6	1,460	
遺族年金	3,868	236	481	45.6	142	
構成比	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	47.1	66.7	70.3	28.7	85.4
	通老・通退相当	33.2	6.3	5.7	51.2	7.3
障害年金	1.6	1.0	1.0	0.7	6.6	
遺族年金	18.1	26.0	23.0	19.5	0.6	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると(図表 2-3-6)、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は、各制度ともいずれの年金種別でも増加を続けている。

(老齢・退年相当 ー厚生年金、私学共済で大幅な増加ー)

老齢・退年相当について平成 15 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では私学共済が 6.3%増、厚生年金が 5.4%増と大きく伸び、地共済は 2.7%増、国共済は 1.6%増となっている。(図表 2-3-6) また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者(老齢基礎年金受給権者を含む)は 5.2%増であった。

国共済と地共済の老齢・退年相当は、15 年度に限らず、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、この 2 制度が恩給公務員期間等を通算しており、相対的に成熟の程度が高いためである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなるとともに、財源が国・地方公共団体等が事業主として負担する追加費用から保険料にシフトしていくことに留意が必要である。

(通老・通退相当 ー私学共済以外は、老齢・退年相当よりも伸びが大きいー)

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が大きくなっている。15 年度の対前年度増加率は、厚生年金が 6.5%増、国共済が 18.0%増、地共済が 4.9%増と、ともに老齢・退年相当より高くなっており、特に国共済ではここ 4 年ほど二桁の伸びが続いている。一方、私学共済は、老齢・退年相当 6.3%増に対し、通老・通退相当 4.5%増となっている。なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

(障害年金)

障害年金も各制度で増加を続けている。増加率は老齢・退職年金や遺族年金に比べると国民年金以外は総じて低めであったが、平成 15 年度の対前年度増加率は、地共済が 4.5%増、私学共済が 4.9%増となり、遺族年金より高くなっている。

(遺族年金)

遺族年金は、国民年金以外の制度で増加を続けており、平成 15 年度の対前年度増加率をみると、厚生年金 3.5%増、国共済 3.3%増、地共済 3.6%増、私学共済 4.1%増となっている。

第2章◆財政状況

(年金種別別構成割合)

受給権者数の年金種別別構成割合の推移をみると(図表2-3-7)、私学共済と国民年金で老齢・退年相当の割合が増えているのに対し、厚生年金では通老・通退相当が、国共済と地共済では通老・通退相当及び遺族年金の割合が増えている。これらの動向には、各制度の成熟の度合いが反映されているものと考えられる。

(3) 年金総額

ア 平成15年度末の状況

平成15年度末の年金総額(受給権者の年金額の総額)は、厚生年金24兆6,729億円、国共済1兆7,690億円、地共済4兆4,892億円、私学共済2,675億円、国民年金13兆9,433億円(新法基礎年金と旧法国民年金)であった(図表2-3-8)。国民年金の13兆9,433億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分(旧法年金のいわゆる1階部分)は含まれない。公的年金制度全体で45兆1,420億円である。これを全額支給停止されている年金を外した受給者ベースでみると43兆3,802億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当が70~80%台を占める。ただし私学共済は65.7%と他制度に比べて低く、代わりに通老・通退相当が20.9%と他制度に比べて高くなっている。また、被用者年金にあつては、概ね、遺族年金が17~20%(私学共済のみ12.6%)、障害年金は2%未満であるのに対し、国民年金は遺族年金が1.9%と小さく、障害年金は10.2%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースでみても特に変わりはない。

図表2-3-8 年金種別別にみた年金総額 -平成15年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
受給権者								
計	246,729	17,690	44,892	2,675	311,987	139,433	451,420	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	178,098	13,732	36,031	1,758	229,618	119,062	348,680
	通老・通退相当	22,536	258	708	559	24,061	3,522	27,582
障害年金	4,223	186	546	22	4,978	14,236	19,213	
遺族年金	41,872	3,507	7,607	337	53,324	2,613	55,937	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	72.2	77.6	80.3	65.7	75.6	85.4	77.2
	通老・通退相当	9.1	1.5	1.6	20.9	7.7	2.5	6.1
障害年金	1.7	1.1	1.2	0.8	1.6	10.2	4.3	
遺族年金	17.0	19.8	16.9	12.6	17.1	1.9	12.4	
受給者								
計	233,971	17,240	43,584	2,306	297,101	136,701	433,802	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	169,643	13,410	35,197	1,438	219,688	118,585	338,273
	通老・通退相当	21,043	247	684	513	22,487	3,510	25,997
障害年金	2,999	132	362	19	3,512	13,205	16,716	
遺族年金	40,287	3,443	7,341	336	51,407	1,401	52,809	
構成比	%	%	%	%	%	%	%	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
老齢・退職年金	老齢・退年相当	72.5	77.8	80.8	62.4	73.9	86.7	78.0
	通老・通退相当	9.0	1.4	1.6	22.2	7.6	2.6	6.0
障害年金	1.3	0.8	0.8	0.8	1.2	9.7	3.9	
遺族年金	17.2	20.0	16.8	14.6	17.3	1.0	12.2	

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

イ 推移

年金総額の推移をみると(図表2-3-9)、総じて増加を続けている。平成15年度の対前年度増減率をみると、被用者年金制度では私学共済が3.4%増、厚生年金が2.9%増、地共済が1.0%増、国共済が0.2%増となっている。

また、国民年金(新法基礎年金と旧法国民年金)の年金総額は15年度で、対前年度4.4%増であった。

(老齢・退年相当)

老齢・退年相当についてみると、平成15年度の対前年度増減率は、厚生年金3.0%増、国共済0.5%減、地共済0.6%増、私学共済4.3%増、国民年金5.2%増となっている。

(遺族年金)

遺族年金の年金総額は平成15年度の対前年度増減率で見ると、厚生年金2.8%増、国共済2.4%増、地共済3.1%増、私学共済3.8%増となっている。8年度以降で見ると、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当よりも総じて高い率で増加している。

(年金種別別構成割合)

受給権者の年金総額の年金種別別構成割合の推移をみると(図表2-3-10)、厚生年金、国共済、地共済については、総じて、老齢・退年相当の割合が減る一方で遺族年金の割合が増えているのに対し、私学共済と国民年金では老齢・退年相当の割合が増えている。

図表2-3-9 年金種別別にみた年金総額の推移 -受給権者ベース-

年度末	厚生年金						国共済					
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金		計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	
		老齢・退年相当	通老・通退相当					老齢・退年相当	通老・通退相当			
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
7	183,438	134,094	16,411	3,899	29,033	16,845	13,979	183	183	183	2,490	
8	189,722	138,338	17,056	3,904	30,423	16,935	13,935	193	181	181	2,615	
9	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	17,013	13,888	200	180	180	2,736	
10	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	17,290	13,985	210	181	181	2,906	
11	216,023	156,716	19,580	4,054	35,663	17,331	13,880	217	180	180	3,045	
12	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	17,557	13,947	226	183	183	3,193	
13	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	17,534	13,803	234	184	184	3,305	
14	239,806	172,892	21,965	4,225	40,724	17,656	13,794	245	185	185	3,424	
15	246,729	178,098	22,536	4,223	41,872	17,690	13,732	258	186	186	3,507	
対前年度増減率(%)												
8	3.4	3.2	3.9	0.1	4.8	0.5	△0.3	5.7	△0.9	5.0	5.0	
9	4.2	4.2	4.6	0.1	4.4	0.5	△0.3	3.6	△0.6	4.6	4.6	
10	5.2	5.0	5.3	2.3	6.4	1.6	0.7	4.8	0.5	6.2	6.2	
11	3.9	3.5	4.3	1.6	5.6	0.2	△0.7	3.3	△0.7	4.8	4.8	
12	3.4	3.2	3.6	0.8	4.1	1.3	0.5	4.1	1.7	4.8	4.8	
13	2.2	1.7	3.0	0.8	3.9	△0.1	△1.0	3.6	0.7	3.5	3.5	
14	5.1	5.0	5.1	2.3	5.5	0.7	△0.1	4.7	0.8	3.6	3.6	
15	2.9	3.0	2.6	△0.0	2.8	0.2	△0.5	5.4	0.3	2.4	2.4	
地共済												
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金		計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	
		老齢・退年相当	通老・通退相当					老齢・退年相当	通老・通退相当			
	平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	
7	40,053	33,686	654	534	5,180	1,922	1,193	496	19	19	214	
8	40,437	33,769	659	531	5,479	2,043	1,286	511	20	20	227	
9	41,059	34,088	662	528	5,780	2,117	1,340	516	19	19	241	
10	42,287	34,889	674	534	6,190	2,232	1,423	531	20	20	258	
11	42,901	35,165	675	536	6,526	2,327	1,489	540	21	21	278	
12	43,257	35,244	680	532	6,802	2,432	1,569	548	21	21	294	
13	43,789	35,463	702	535	7,089	2,497	1,615	551	21	21	309	
14	44,435	35,810	707	541	7,377	2,587	1,685	555	22	22	324	
15	44,892	36,031	708	546	7,607	2,675	1,758	559	22	22	337	
対前年度増減率(%)												
8	1.0	0.2	0.8	△0.5	5.8	6.3	7.8	2.8	2.5	6.0	6.0	
9	1.5	0.9	0.5	△0.5	5.5	3.6	4.2	1.0	△2.0	6.4	6.4	
10	3.0	2.3	1.8	1.2	7.1	5.4	6.2	2.9	4.0	6.8	6.8	
11	1.5	0.8	0.1	0.2	5.4	4.3	4.7	1.7	2.2	7.6	7.6	
12	0.8	0.2	0.7	△0.6	4.2	4.5	5.4	1.6	2.8	5.8	5.8	
13	1.2	0.6	3.3	0.5	4.2	2.7	3.0	0.5	0.6	5.3	5.3	
14	1.5	1.0	0.8	1.1	4.1	3.6	4.3	0.8	1.9	4.8	4.8	
15	1.0	0.6	0.1	1.0	3.1	3.4	4.3	0.6	2.9	3.8	3.8	
国民年金 新法国民年金と旧法国民年金												
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金							
		老齢・退年相当	通老・通退相当									
	平成	億円	億円	億円	億円	億円						
7	79,731	61,091	4,361	11,866	2,413							
8	86,324	67,546	4,281	12,097	2,399							
9	93,767	74,846	4,185	12,344	2,391							
10	102,532	83,123	4,151	12,821	2,437							
11	110,700	90,629	4,059	13,216	2,796							
12	118,360	98,136	3,945	13,505	2,775							
13	125,830	105,494	3,821	13,782	2,733							
14	133,598	113,159	3,692	14,064	2,683							
15	139,433	119,062	3,522	14,236	2,613							
対前年度増減率(%)												
8	8.3	10.6	△1.8	1.9	△0.6							
9	8.6	10.8	△2.2	2.0	△0.3							
10	9.3	11.1	△0.8	3.9	1.9							
11	8.0	9.0	△2.2	3.1	14.7							
12	6.9	8.3	△2.8	2.2	△0.8							
13	6.3	7.5	△3.1	2.1	△1.5							
14	6.2	7.3	△3.4	2.0	△1.8							
15	4.4	5.2	△4.6	1.2	△2.6							

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない、また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

図表 2-3-10 年金総額の年金種別別構成割合の推移 -受給権者ベース-

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	73.1	8.9	2.1	15.8	100.0	83.0	1.1	1.1	14.8
8	100.0	72.9	9.0	2.1	16.0	100.0	82.3	1.1	1.1	15.4
9	100.0	72.9	9.0	2.0	16.1	100.0	81.6	1.2	1.1	16.1
10	100.0	72.8	9.0	1.9	16.2	100.0	80.9	1.2	1.0	16.8
11	100.0	72.5	9.1	1.9	16.5	100.0	80.1	1.3	1.0	17.6
12	100.0	72.5	9.1	1.8	16.6	100.0	79.4	1.3	1.0	18.2
13	100.0	72.1	9.2	1.8	16.9	100.0	78.7	1.3	1.0	18.9
14	100.0	72.1	9.2	1.8	17.0	100.0	78.1	1.4	1.0	19.4
15	100.0	72.2	9.1	1.7	17.0	100.0	77.6	1.5	1.1	19.8
対前年度増減差										
8		△ 0.2	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.1	△ 0.0	0.7
9		0.0	0.0	△ 0.1	0.0		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.6
10		△ 0.1	0.0	△ 0.1	0.2		△ 0.7	0.0	△ 0.0	0.7
11		△ 0.3	0.0	△ 0.0	0.3		△ 0.8	0.0	△ 0.0	0.8
12		△ 0.1	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.0	0.0	0.6
13		△ 0.3	0.1	△ 0.0	0.3		△ 0.7	0.0	0.0	0.7
14		△ 0.0	0.0	△ 0.0	0.1		△ 0.6	0.1	0.0	0.5
15		0.1	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.0		△ 0.5	0.1	0.0	0.4
年度末	地共済					私学共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
7	100.0	84.1	1.6	1.3	12.9	100.0	62.0	25.8	1.0	11.1
8	100.0	83.5	1.6	1.3	13.5	100.0	62.9	25.0	1.0	11.1
9	100.0	83.0	1.6	1.3	14.1	100.0	63.3	24.4	0.9	11.4
10	100.0	82.5	1.6	1.3	14.6	100.0	63.7	23.8	0.9	11.6
11	100.0	82.0	1.6	1.2	15.2	100.0	64.0	23.2	0.9	11.9
12	100.0	81.5	1.6	1.2	15.7	100.0	64.5	22.5	0.9	12.1
13	100.0	81.0	1.6	1.2	16.2	100.0	64.7	22.1	0.9	12.4
14	100.0	80.6	1.6	1.2	16.6	100.0	65.2	21.5	0.8	12.5
15	100.0	80.3	1.6	1.2	16.9	100.0	65.7	20.9	0.8	12.6
対前年度増減差										
8		△ 0.6	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.9	△ 0.8	△ 0.0	△ 0.0
9		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5		0.4	△ 0.6	△ 0.1	0.3
10		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.4	△ 0.6	△ 0.0	0.2
11		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.6		0.2	△ 0.6	△ 0.0	0.4
12		△ 0.5	△ 0.0	△ 0.0	0.5		0.5	△ 0.7	△ 0.0	0.1
13		△ 0.5	0.0	△ 0.0	0.5		0.2	△ 0.5	△ 0.0	0.3
14		△ 0.4	△ 0.0	△ 0.0	0.4		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.1
15		△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	0.3		0.5	△ 0.6	△ 0.0	0.0
年度末	国民年金									
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金					
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当							
平成	%	%	%	%	%					
7	100.0	76.6	5.6	14.9	3.0					
8	100.0	78.2	5.0	14.0	2.8					
9	100.0	79.8	4.5	13.2	2.6					
10	100.0	81.1	4.0	12.5	2.4					
11	100.0	81.9	3.7	11.9	2.5					
12	100.0	82.9	3.3	11.4	2.3					
13	100.0	83.8	3.0	11.0	2.2					
14	100.0	84.7	2.8	10.5	2.0					
15	100.0	85.4	2.5	10.2	1.9					
対前年度増減差										
8		1.6	△ 0.5	△ 0.9	△ 0.2					
9		1.6	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.2					
10		1.2	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.2					
11		0.8	△ 0.4	△ 0.6	0.1					
12		1.0	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2					
13		0.9	△ 0.3	△ 0.5	△ 0.2					
14		0.9	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.2					
15		0.7	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.1					

注1 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。また、平成8年度以前についても旧三共済が含まれている。
注2 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当に絞って、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況を見る。平成15年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金1,069万人、国民年金1,899万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済62万人、地共済151万人、私学共済8万人であった（図表2-3-11）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も大きく39.6%、次いで地共済31.3%、厚生年金31.1%、国共済16.0%の順となっている。国民年金は58.1%である。

平均年齢は、被用者年金は各制度とも70歳前後である。一方、国民年金は73.2歳と、被用者年金に比べてやや高い。

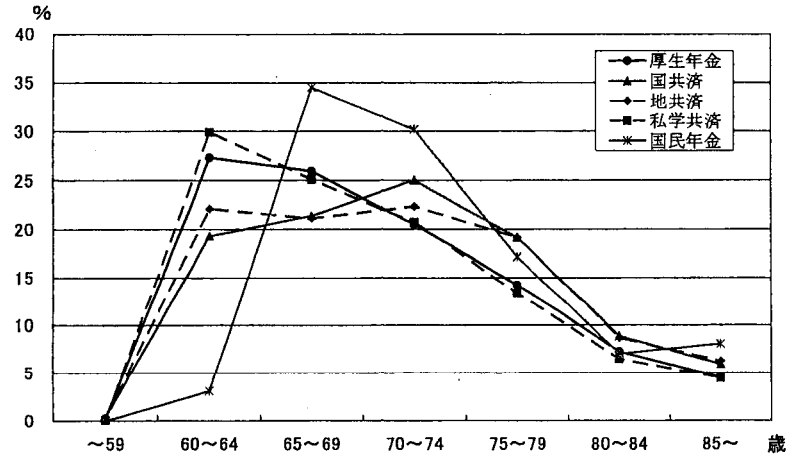
なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数22,837千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

図表 2-3-11 老齢・退年相当の受給権者数、平均年齢 -平成15年度末-

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金	
					新法基礎年金と旧法国民年金	公的年金制度全体
受給権者数	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	10,690	620	1,511	81.3	18,985	22,837
男性	7,363	521	1,039	49.1	7,952	老齢基礎年金等受給権者数
女性	3,328	99	472	32.2	11,033	
女性割合(%)	31.1	16.0	31.3	39.6	58.1	
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	
計	70.5	71.8	71.5	69.8	73.2	
男性	70.3	71.6	71.5	69.1	72.0	
女性	71.1	72.3	71.6	70.7	74.0	

老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)の年齢構成割合をみると(図表2-3-12)、国共済と地共済の分布は、厚生年金と私学共済に比べ、年齢の高い方にシフトしている。

図表 2-3-12 老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)の年齢構成
—平成15年度末—



(平均年金月額)

平均年金月額^注(老齢基礎年金分を含む)をみると(図表2-3-13)、地共済が最も高く22.8万円、次いで国共済21.3万円、私学共済21.2万円、厚生年金17.0万円(厚生年金基金代行分も含む)の順となっている。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

平均年金月額の比較に際しては、①共済年金は厚生年金に比べて報酬比例部分の給付乗率がいわゆる職域部分に相当する分高くなっていること、②平均加入期間が長いと平均年金月額が高くなること、③男性に比べ平均年金月額が低い女性の受給権者数の割合が大きいと男女計でみた平均年金月額が低くなること、等に留意する必要がある。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者

・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者(65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ(報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始)が始まっている。)を除くと、地共済23.3万円、国共済22.5万円、私学共済21.7万円、厚生年金17.1万円(厚生年金基金代行分も含む)となる。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均5.9万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると5.2万円(表中「52,261円」)である。

図表 2-3-13 老齢・退年相当の平均年金月額 —平成15年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	169,696	213,447	227,775	212,121	52,261
男性	196,352	219,376	240,332	235,904	58,189
女性	110,717	182,326	200,152	175,886	47,988
女(男=100)	56.4	83.1	83.3	74.6	82.5
平均加入期間	月	月	月	月	月
計	374	418	413	374	307
男性	415	422	427	386	345
女性	284	399	380	354	280
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円
計	171,379	224,967	232,917	216,984	57,842
					5.9万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。
○ただし、国民年金については、減額支給されたものを除いた平均年金月額である。
注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

(女性の平均年金月額 —男女の差が小さい国共済、地共済—)

女性の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)をみると(図表2-3-13)、厚生年金は11.1万円であり男性(19.6万円)の56.4%とほぼ6割弱の水準であるのに対し、国共済は18.2万円であり男性(21.9万円)の83.1%の水準、地共済は20.0万円であり男性(24.0万円)の83.3%の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や1人当たり標準報酬月額男女間の差が小さいためと考えられる。

(本来支給、特別支給の平均年金月額)

老齢・退年相当の平均年金月額について、更に詳細な状況をみる。

老齢・退職年金については、65歳が法律の本則上の支給開始年齢とされ、経過的に、60歳以上65歳未満には特別支給の老齢厚生年金が支給されている。平成6年の制度改正により、特別支給の定額部分の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられたが、平成13年度以降、その対象者が年金を受給し始めている(用語解説の図3を参照)。こうした状況を見たのが図表2-3-14である。

今後の年金の主要部分と考えられる新法における65歳以上の本来支給分の平均年金月額(老齢基礎年金分を含む)は、平成15年度末で厚生年金17.7万円、国共済22.8万円、地共済23.5万円、私学共済23.3万円となっており、老齢・退年相当全体の平均よりも高くなっている。

65歳未満までの新法特別支給分についてみると、61~64歳では、厚生年金16.5~16.7万円、国共済20.6~21.2万円、地共済21.3~22.2万円、私学共済が18.8~20.3万円となっており、本来支給分より若干低い水準である。一方、60歳については、他の年齢に比べ平均年金月額が低くなっているが、これは、平成13年度から定額部分の支給開始年齢が順次引き上げられており、15年度中に60歳に到達する男性(共済年金は男性と女性)、すなわち15年度末に60歳であるこれらの者について、定額部分のない報酬比例部分のみの年金となっていることによる。なお、これらの者については、定額部分の支給開始年齢である62歳に到達した後は定額部分も含めた年金が支給されることとなる。(参考:15年度末に61歳・62歳の者の定額部分の支給開始年齢は61歳であり、既に定額部分も含めた年金が支給されている。)

(平均年金月額の推移)

老齢基礎年金分を含む平均年金月額の推移をみると(図表2-3-15)、被用者年金では、15年度の対前年度増減率が、厚生年金1.3%減、国共済1.2%減、地共済1.4%減、私学共済1.3%減となり、いずれも4年連続の減少となった。15年度は、年金の物価スライドが0.9%の引下げであったため、平均年金月額の減少幅を大きくしている。

一方、国民年金の平均年金月額(新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均)は増加を続けており、平成15年度は対前年度0.1%の増、52,261円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額でみると、被用者年金では8年度以降、10年度を除き、総じて減少を続けている。

図表2-3-14 老齢・退年相当の平均年金月額(詳細版) -平成15年度末-

男女合計		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		138,832 〔169,696〕	184,669 〔213,447〕	198,664 〔227,775〕	180,122 〔212,121〕
新 特 別 支 給 部 分	60歳未満	147,389	111,731	149,575	106,154
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	108,969 〔…〕	127,105 〔127,235〕	147,156 〔147,194〕	126,954 〔126,954〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	165,626 〔…〕	205,857 〔205,901〕	213,305 〔213,348〕	188,286 〔188,299〕
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	167,446 〔…〕	211,822 〔211,866〕	220,247 〔220,285〕	199,254 〔199,254〕
	63歳	166,657	210,716	221,581	203,125
	64歳	165,125	208,176	218,757	202,875
	65歳以上	177,393	227,669	232,242	177,393
	旧法部分	166,677	204,432 〔171,781〕	231,799 〔162,396〕	180,931 〔150,152〕

男性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		163,383 〔196,352〕	189,770 〔219,376〕	208,244 〔240,332〕	201,555 〔235,904〕
新 特 別 支 給 部 分	60歳未満	168,866	117,962	181,756	110,875
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	110,445 〔…〕	129,986 〔130,125〕	156,370 〔156,411〕	138,282 〔138,282〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	189,724 〔…〕	212,106 〔212,151〕	227,295 〔227,349〕	206,693 〔206,710〕
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	192,571 〔…〕	217,719 〔217,758〕	234,996 〔235,043〕	220,690 〔220,690〕
	63歳	192,780	216,128	236,029	224,949
	64歳	191,725	213,398	233,369	224,514
	65歳以上	204,599	216,339	226,822	204,599
	旧法部分	204,599	211,848 〔174,317〕	246,880 〔191,547〕	211,364 〔159,716〕

女性		厚生年金	国共済	地共済	私学共済
老齢相当・退年相当の平均年金月額 〔基礎年金分を含む〕		84,512 〔110,717〕	157,888 〔182,326〕	177,594 〔200,152〕	147,370 〔175,886〕
新 特 別 支 給 部 分	60歳未満	77,347	96,871	113,558	105,210
	60歳 〔基礎年金分を含む〕	105,508 〔…〕	112,610 〔112,688〕	128,050 〔128,082〕	102,438 〔102,438〕
	61歳 〔基礎年金分を含む〕	103,119 〔…〕	171,007 〔171,054〕	183,411 〔183,429〕	153,380 〔153,380〕
	62歳 〔基礎年金分を含む〕	100,464 〔…〕	177,576 〔177,642〕	187,472 〔187,488〕	158,940 〔158,940〕
	63歳	98,591	177,672	187,001	161,298
	64歳	96,359	175,140	184,439	163,675
	65歳以上	110,004	183,254	192,366	110,004
	旧法部分	110,004	174,026 〔112,280〕	209,119 〔131,454〕	163,613 〔142,577〕

注1 〔〕内は基礎年金額の推計値を加算した平均年金額である。なお、60歳、61歳、62歳については、定額部分の支給開始年齢引上げに伴い、老齢基礎年金の一部繰上げをしている者がいる。

注2 共済の「新法部分」は、みなし従前額保障を適用される者を除いた数値である。

注3 共済の「旧法部分」は、上段が、旧法適用かつ通年方式で算定されている者、下段が、旧法適用かつ一般方式で算定されている者及びみなし従前額保障を適用される者についての数値である。

図表 2-3-15 平均年金月額推移 - 老齢・退年相当 -

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	44,656
8	171,793	216,147	232,008	218,014	45,851
9	172,168	215,781	231,810	217,599	46,982
10	174,906	219,176	234,638	220,922	48,828
11	176,161	220,062	235,604	221,772	50,047
12	175,865	219,605	234,931	221,343	50,918
13	172,795	217,058	232,333	216,495	51,622
14	171,892	216,062	230,953	215,017	52,233
15	169,696	213,447	227,775	212,121	52,261
対前年度増減率(%)					
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	2.7
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	2.5
10	1.6	1.6	1.2	1.5	3.9
11	0.7	0.4	0.4	0.4	2.5
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	1.7
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	1.4
14	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.7	1.2
15	△ 1.3	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3	0.1

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済に係る基礎年金額を含まない。
また、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671
8	153,534	203,724	218,158	199,788
9	153,578	200,846	214,859	196,547
10	153,523	201,242	215,515	196,978
11	152,207	199,261	213,615	195,315
12	149,564	196,201	210,629	192,790
13	144,584	191,367	206,105	186,302
14	142,017	188,413	202,839	183,529
15	138,832	184,669	198,664	180,122
対前年度増減率(%)				
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4
14	△ 1.8	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.5
15	△ 2.2	△ 2.0	△ 2.1	△ 1.9

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均加入期間 一各制度とも伸長、特に国民年金で大きな伸び一)

平均年金月額の動向に影響を与える平均加入期間の動向をみると(図表 2-3-16)、各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は7年度以降でみて、7年度の241ヶ月から15年度の307ヶ月まで、年7~10ヶ月の増加となっている。この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済でも、年2~4ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

図表 2-3-16 平均加入期間の推移 - 老齢・退年相当 -

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平成	月	月	月	月	月
7	347	410	405	353	241
8	350	410	405	355	251
9	354	411	407	357	260
10	357	412	408	360	268
11	360	414	408	362	276
12	364	413	410	366	284
13	367	416	410	368	292
14	371	417	411	371	300
15	374	418	413	374	307
対前年度増減差					
8	3	0	0	2	10
9	4	1	2	2	9
10	3	1	1	3	8
11	3	2	0	2	8
12	4	△ 1	2	4	8
13	3	3	0	2	8
14	4	1	1	3	8
15	3	1	2	3	7

注 厚生年金の平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

(平均年金月額の減少要因)

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

- ・ 給付乗率の小さい年金が年々加わってくること
(給付乗率は、昭和2年4月1日以前生まれの1000分の7.308から昭和21年4月2日以後生まれの者の1000分の5.481まで、生年度に応じて徐々に小さくなるように定められている。)
- ・ 15年度の減少については、年金の物価スライドが0.9%の引下げであったこと
- ・ 8、9年度、12~14年度については、年金の物価スライドが据え置きであり、平均年金月額の増加要因とならなかったこと